

さどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪（特殊詐欺を除く。次条において単に「知能的犯罪」という。）の捜査に関する指導に関する事。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪（次条において「証券取引関係犯罪等」という。）の捜査に関する指導に関する事。
- (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関する指導に関する事。
- (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪（次条において「選挙犯罪等」という。）の捜査に関する指導に関する事。
- (5)・(6) 略

第24条の2 略

2 知能犯捜査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 知能的犯罪の捜査に関する事。
- (2) 証券取引関係犯罪等の捜査に関する事。
- (3) 略
- (4) 選挙犯罪等の捜査に関する事。

第42条の4 略

2 警衛対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第49回全国育樹祭における警衛に関する事。
- (2) 第49回全国育樹祭における警護に関する事。

さどる。

- (1)・(2) 略

第24条の2 略

2 知能犯捜査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪（特殊詐欺を除く。）の捜査に関する事。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関する事。
- (3) 略
- (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する事。

第42条の4 略

2 警衛対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第35回全国「みどりの愛護」のつどい及び第49回全国育樹祭における警衛に関する事。
- (2) 第35回全国「みどりの愛護」のつどい及び第49回全国育樹祭における警護に関する事。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和7年度IoT対応監視カメラ通信業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度IoT対応監視カメラ通信業務

(2) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認

定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）第3条各号（第6号及び第7号を除く。）に掲げる条件を満たす者であること。
 - (2) 申請日現在において、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（以下この号において「電気通信事業」という。）について1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、電気通信事業を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
 - (3) 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信業者であること。
 - (4) 県が別途示す仕様書に定める機種の監視カメラに対応したSIMカードを提供することができる者であり、かつ、そのことについて、当該監視カメラの開発者の確認を得ているものであること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (ア) 消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、個人県民税及び地方消費税以外の和歌山県が課する全ての税（延滞金等を含む。）
 - オ 2の(2)から(4)までの要件を満たすことを証明する書類の写し
 - カ 誓約書
 - キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のイからエまでに掲げる申請書類に代えることができる。
 - (3) (1)のア、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年3月14日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。
 - (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年3月14日（金）から同月18日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和7年3月14日（金）から同月21日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に持参又は郵送で提出するものとする。
- なお、郵送による場合は、令和7年3月21日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布場所
- 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2681

ファクシミリ番号 073-441-2685

メールアドレス e0318004@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格結果通知書により令和7年3月26日（水）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。